

下 関 市 告 示 第 5 7 9 号
令 和 8 年 (2026 年) 8 月 3 日

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び下関市税条例(平成17年条例第88号)第18条の規定により公示する。

下関市長 前 田 晋 太 郎

記

1、送達すべき書類

軽自動車税更正通知書

2、送達を受けるべき者

別紙「軽自動車税更正通知書公示送達簿」のとおり 5件

3、その他

送達できなかった更正通知書は、申出があれば、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

(掲載期限：令和8年(2026年)8月10日まで)

軽自動車税更正通知書公示送達簿				
	税目	賦課年度	課税年度	納税義務者
1	軽自動車税	令和 7 年度	令和 7 年度	藤崎 裕貴
2	軽自動車税	令和 4 年度	令和 4 年度	中村 晃徳
3	軽自動車税	令和 5 年度	令和 5 年度	中村 晃徳
4	軽自動車税	令和 6 年度	令和 6 年度	中村 晃徳
5	軽自動車税	令和 7 年度	令和 7 年度	中村 晃徳